

扶養状況報告書

(高校生以上のみ・扶養したい方の人数分必要です。)

住民票・課税証明書は、マイナンバーを使用しての審査をご希望の場合、添付不要です。国の提供するシステムにアクセスするため、混雑時は情報入手、認定に時間がかかる場合がありますこと、ご了承ください。

記号		番号	
被保険者氏名(本人)		事業所名	
あなたが扶養したい方の	氏名		
	続柄		
	職業	なし・パート・自営・学生・その他()	
	生年月日	西暦 年 月 日	
①今までの健保加入状況 ※該当する項目に○印をつけ、名称をご記入ください。			
健康保険の被保険者 →健康保険の名称を記入 →下の②の項目へ			健康保険組合
家族の被扶養者 →健康保険の名称を記入 →下の②の項目へ			健康保険組合
国民健康保険 →下の②の項目へ			
その他(共済組合など) →共済組合などの名称を記入 →下の②の項目へ			健康保険組合
当健保 →下の②の項目へ			
未加入 →下の②の項目へ			
②あなたが扶養したい方の居住地 ※該当する項目に○印をご記入ください。			
被保険者と同居 →下の③の項目へ			添付書類 申請対象者の住民票コピー(世帯全体)発行から3か月以内
被保険者と別居	仕送りをしている 毎月の仕送り額()円 →下の③の項目へ		・申請対象者の住民票コピー(世帯全体)発行から3か月以内 ・送金証明(振込控えコピーまたは通帳コピー) ※受取人、振込人の記載があるもの 直近過去3か月分
	単身赴任 →下の③の項目へ		・申請対象者の住民票コピー(世帯全体)発行から3か月以内 ・名刺コピーまたは辞令コピー
	学業のため別居(子) →下の③の項目へ		申請対象者の住民票コピー(世帯全体)発行から3か月以内
③あなたが扶養したい方以外の家族の状況 ※該当する項目に○印をご記入ください。			
加入を希望する家族が配偶者の場合 →下の④の項目へ			添付書類
加入を希望する家族が子供の 場合	あなたの配偶者が当健保の被扶養者ではないとき →下の④の項目へ		配偶者の申請日の直近過去3か月分の給与明細コピー ※会社名、氏名、支給月が記載されたもの または、源泉徴収票コピー
	あなたの配偶者が当健保の被扶養者のとき →下の④の項目へ またはあなたの配偶者がいないとき →下の④の項目へ		
加入を希望する家族が親・ 兄弟の場合	親・兄弟と同居して いる家族のうち、当 健保の被扶養者でない方	いる	その方の収入あり →下の④の項目へ
		いない →下の④の項目へ	その方の、 申請日の直近過去3か月分の給与明細コピー ※会社名、氏名、支給月が記載されたもの または、源泉徴収票コピー
		その方の収入なし →下の④の項目へ	その方の、 直近の(非)課税証明書のコピー
加入を希望する家族が上記以外 →下の④の項目へ			ケースによるためご相談ください
④扶養申請の理由 ※該当するすべての項目に○をつけてください。			
無収入のため →下の⑥の項目へ			添付書類 直近の(非)課税証明書のコピー
出生のため →下の⑥の項目へ			
学生で無収入のため →下の⑥の項目へ			学生証コピー
学生で収入が130万円未満のため →下の⑤の項目へ			学生証コピー
年間収入(見込)が130万円未満のため →下の⑤の項目へ			申請日の直近過去3か月分の給与明細コピー (会社名、氏名、支給月が記載されたもの)
年金収入があるが、180万円未満のため →下の⑤の項目へ			・直近の(非)課税証明書のコピー ・直近の年金振込通知書のコピー
自営業であるが、年間収入(見込)が130万円未満のため※ →下の⑤の項目へ			直近の確定申告書のコピー(収支内訳書含む)
不動産・利子・配当収入があるが年間収入(見込)が130万円未満のため※ →下の⑤の項目へ			直近の確定申告書のコピー
収入減のため(今後の年間収入(見込)が130万円未満※ →下の⑤の項目へ			・新しい雇用形態の分かる労働条件通知書コピー ・転職の場合は退職時源泉徴収票コピーまたは退職証明書コピー
自営業を廃業したため →下の⑤の項目へ			廃業届のコピー
退職したため	前職で雇用保険に加入していた方	受給申請中 →下の⑤の項目へ	雇用保険受給資格者証のコピー(両面)
		受給中 →下の⑤の項目へ	
		受給を終了した →下の⑥の項目へ	
		受給を延長した →下の⑥の項目へ	
		受給をしない →下の⑥の項目へ	・前勤務先加入健保の資格喪失証明書 前職で健康保険未加入のときは、離職票1,2コピーまたは雇用保険資格喪失 確認通知書コピー
		受給要件に満たず給付資格がない →下の⑥の項目へ	
	前職で雇用保険に加入していなかった方 →下の⑤の項目へ		退職時の源泉徴収票
その他 例1)4月より病気療養中で、月1度通院。 例2)8月より国家資格取得のため自宅学習中 ()			ケースによるためご相談ください
⑤扶養申請する方の収入状況 ※該当する項目に○印をつけてください。			
給与収入(パート・アルバイトを含む) →下の⑥の項目へ			添付書類 申請日の直近過去3か月分の給与明細コピー (会社名、氏名、支給月が記載されたもの)
公的年金収入(基礎年金・厚生年金・共済年金・障害年金・遺族年金など) →下の⑥の項目へ			・直近の(非)課税証明書のコピー ・直近の年金振込通知書のコピー
不動産収入(アパート・駐車場収入など) →下の⑥の項目へ			・直近の(非)課税証明書のコピー ・直近の確定申告書のコピー
利子・配当収入 →下の⑥の項目へ			
事業収入(自営業・農業・漁業・林業など) →下の⑥の項目へ			直近の確定申告書のコピー(収支内訳書含む)
健康保険の傷病手当金、出産手当金 →下の⑥の項目へ			支給決定通知書のコピー
労災保険の休業補償給付 →下の⑥の項目へ			支給決定通知書のコピー(表紙を含む)
その他の継続的な収入 例)別居している姉から仕送りが10万円ある →下の⑥の項目へ ()			ケースによるためご相談ください
上記の収入なし →下の⑥の項目へ			
⑥上記のチェック後、下記内容を確認のうえ、☑をしてください。			
<input type="checkbox"/>	今回被扶養者として申請する者の状況は上記の通り相違ありません。 事実と異なる内容があった場合には、認定日に遡り被扶養者の資格を取り消し、その間にかかった健保負担医療費及び給付金は返還いたします。 また収入増など、扶養状況に変更があった場合は5日以内に扶養削除の手続きを行います。 添付書類のうち、コピーのものについては、コピーと相違ないことを確認しました。		

※60歳以上の場合は180万円未満